

保幼発第868号
令和4年(2022年)1月27日

事業主様

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」は、感染力が強く、令和4年(2022年)1月21日(金)「まん延防止等重点措置」が適用され、1月24日(月)「熊本市医療非常事態宣言」が発令された後も、園児や保育士にも感染が広がっており、休園数も急増傾向にあります。また、本日、熊本県リスクレベルがレベル3(対策強化レベル)に引き上げられたことから、御家庭で保育が可能な方におかれましては、可能な限り登園を控えていただくよう保護者の皆様をお願いすることといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対し「小学校休業等対応助成金」制度を再開しており、令和4年(2022年)3月31日まで延長されておりますので、是非、ご活用いただきますようお願い申し上げます。



厚生労働省ホームページ

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568